2015年 国際セミナー報告

11月22·23日、国際セミナー「化学物質事故から身を守るには――中国·インド·タイから学ぶ」を開催し、 各国で生じた化学物質事故とその後の対応をゲストに報告していただきました。

講演① 中国

天津爆発事故と 中国における化学物質管理

チャイナダイアローグ(China Dialogue) マー・ティエンジエさん

チャイナダイアローグ とは?

「チャイナダイアローグ」は2006年に結成されたNPOで、中国とイギリスに本拠を置いています。中国の急速な経済成長に伴う環境被害に対しては、中国国内のみならず、広く世界各国との共通の取組みと共通の理解が必要です。チャイナダイアローグは、環境問題について、中国国内及び国外の共通理解に基づく解決策を提言することを目指して活動しています。

天津爆発事故の 概要

2015年8月12日夜、天津の化学薬品倉庫で爆発が発生しました。この倉庫には、硝酸アンモニウム(800t)、硝酸カリウム(500t)、シアン化ナトリウム(700t)など、40種類以上の危険な化学物質が、保管基準である4000tを超過して保管されていました。これらの化学物質が自然発火して火災が発生しました。消防士たちがその火災を消火しようとして放水したところ、これらの化学物質の中には水と反応して爆発する性質のものが多く含まれていたため、大きな爆発事故が発生してしまったのです。

その結果、死亡165名、行方不明8名の

犠牲者が出ました。死者のうち94名が消防士で、消火活動中の爆発で死亡しました。経済損失は730億元(約1兆4000億円)と推定されています。特に、近くに工場があった自動車産業が大きな損害を被りました。トヨタでは、50名の従業員が負傷し、レクサス783台が損壊し、天津市の工場は操業停止を余儀なくされました。

事故に対する中国政府の対応

この事故を調査するため、政府は国務院事故調査チームを設置しました。通常、化学物質管理は労働安全部が所管しているのですが、この調査チームは公安部(警察)のリーダーシップで活動しています。調査チームは、この事故の調査ばかりでなく、同じように危険な化学物質を取扱う国内の倉庫や施設を全面的に調査しました。その結果、法律違反を見逃していたケースが判明し、これまでに11名の政府当局者が業務過怠で起訴されました。

事故に対する 社会の反応

このような法律違反の現状が明らかになる につれて、その背後に汚職があるのではない かとマスコミは徹底的にこの事故を報道する 姿勢を取っています。



マー・ティエンジエさん

国民は、政府は信用できないとして、NGOの情報を求めました。そこで、「グリーンピース中国」はチームを派遣し、現地の水に有毒なシアン化合物が含まれていないかの検査を行いました。また、衛星画像を使ってリスクが他の港に及んでいないかを調査するなどして、このような国民の不安に応えました。

この事故では、人身被害の他に、近隣のマンションなどの住宅にも窓ガラス、家具の破損など大きな被害が発生しました。被害住民の悲痛な声を受けて、不動産会社の中には住宅の買戻しに応じたものもあります。政府も補償措置を講じることになりました。被害住民は事故直後は一時的に避難していましたが、今では戻ってきている者も少なくありません。水や土壌の汚染が懸念されますが、現在調査チームの方で調査中です。住民の健康被害についてはまだ把握できていませんが、今後発症するおそれもあると思います。

中国の 化学物質管理制度の問題点

今回の事故は、中国の化学物質管理制度 の数々の問題点を露呈しました。

まず第1は、政府内の**所管部局間の連携**の欠如です。中国にも危険な化学物質に対する安全規制があり、それは国家安全生産監督管理総局が所管しています。ところが、今回事故があった天津港のような港湾地域の有害物質管理は、交通運輸部の担当とされています。中国の運輸当局には、危険な化学物質に関する専門知識を有する者がほとんどおらず、規制はあってもなかなかその監視が行き届かないのです。また、これらの部局間の連携も欠如しています。

第2は、甘い許認可制度です。今回の倉庫には、消防検査、計画認可、安全評価、環境評価の観点から、厳しい基準をパスして許認可を得る必要がありました。例えば、本来であれば、本件施設は公共施設や住宅から1km以上離れていなければなりません。しかし、実際は本件施設と住宅の距離は550mしかなかったのです。色々な

抜け道を使って、基準が満たされていなく とも許認可が出てしまっていたのです。

第3に化学物質についての正確な情報の 欠如です。今回の事故では、消防は、倉庫 にある化学物質についての情報を知らない まま、水を使用して消火活動を行い、大事 故を発生させました。また、事故後、コスト削減のため、輸送会社による虚偽の MSDSの作成や、MSDSのすり替えが広 く行われていたことが判りました。危険物 質であるにもかかわらず、危険度が低いま たは危険でない化学物質として登録されて いたことも明らかになっています。

今後の 課題

このような問題点を踏まえて、中国の法制度をどのように変えていけばよいのかを考えてみたいと思います。

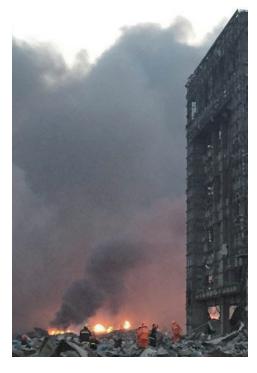
まず、やはり PRTR のような排出登録 や MSDS のような情報伝達制度を確立す る必要があります。緊急事態が起きた場合 にどうするかについて、予め計画を策定し ておくことも重要です。

その上で、被害の予防という考え方をそれらの制度に浸透させる必要があると思います。今回の場合、危険なシアン化ナトリウムが700tも保管されていましたが、危

険な物質をこのように大量 に保管する必要があるので しょうか。

こうした課題を克服する ために、今回の来日を機に 日本の経験から学ばせてい ただきたいと願っておりま す。 (文責:中下裕子)

天津爆発事故の様子。



講演(2) タイ

化学物質事故と有害物質のないタイの 未来を支えるための市民社会の役割

EARTH (Ecological Alert and Recovery Thailand) ペンチョム・セターンさん

タイの首都バンコクのスラム人口は、1980年代を通じて毎年10万人近い農村人口の流入によって膨らみ続け、1985年には、100万人を超えるまでになっていた。 実に、バンコク全体の人口の20%近くを占めるほどになっていたのである(『現代アジアのスラム』新津晃一編、明石書店、1989年)。

バンコク最大のスラムのあるクロントゥーイ港(バンコク港)で化学物質による火災事故が起きたのは、1991年3月2日のことである。この爆発と火災で、スラム街の一つが消滅し、5千人を超える住民が家を失った。ペンチョムさんの報告は、この大事故の話から始められた。

消滅したスラムのあるクロントゥーイ港には、陸揚げされた数千種類の化学物質が保管されていたという。保管されていた化学物質の種類と量に関する公式な情報の公開はなかったが、世論の圧力の下、23種類の化学物質のリストがのちに発表された。その中には、臭化メチル、パラホルムアルデヒド、炭化カルシウム、硫酸、肥料、殺虫剤などが列挙されていた。これらのうち、炭化カルシウムは、中国の天津で最近起こった爆発事故でも、特に、水をかけるとアセチレンを発生して、爆発・火災をひどくした原因の一つと思われる。

この爆発・火災事故に、多くの種類の化 学物質が関わっていたため、地域の住民 は、家を失っただけでなく、子どもや妊婦 を含む多くの人々が、有毒な化学物質にさ らされ、嘔吐、発疹、呼吸器疾患、目の痛 み、腹痛などに悩まされたという。こうし

た被害に対して、公正な賠償はなく、タイ 港湾庁から、わずかな補償がなされたのみ であった。例えば、現場での死者に対して 2万バーツ(約6万円)、財産補償として各 世帯に1000バーツずつ(のちに交渉によ り、8000バーツの追加の補償がなされ た)、住居を失ったスラム街の住民に対し ては4棟480室のアパートを新設、という 具合であった。多くの危険な化学物質を含 む火災事故によって生じたごみは、バンコ クから約150キロ離れたカンチャナブリの 保全森林近くの軍用地に搬入されたが、そ の処理はずさんなものであった。その周辺 の住民は、不適切な有害廃棄物の処理に対 して5年間闘った結果、タイ政府は1995年 に新たな処分場の建設を行って、廃棄物の 処理を行った。

こうした状況に対して、NGOの支援の下、健康被害への賠償を含む個別訴訟が行われ、事故から10年後の2002年には、被害者1人あたり10万バーツ(約30万円)の追加補償が政府によってなされ、また、被害者の治療を行う環境健康クリニックの設立に2500万バーツ(約7500万円)が予算化された。民間では、クロントゥーイの被害者を支援してきた多くのNGOが委員会を結成し、これが現在のNGO「EARTH」(ペンチョムさんが所属する団体)の設立につながった。

こうした化学物質が関わる事故は、その後も東部臨海工業地帯で繰り返し発生しており、多くの死者、被害者を出している。 しかし、爆発や火災の原因物質の特定はきちんとなされておらず、また、保管されて



ペンチョム・セターンさん

いる化学物質の種類と量に関して、政府や 地方行政が正確に把握していない場合が多 く、したがって、これらの情報が周辺に居 住する住民に知らされることはほとんどな いのが実情である。

また、ペンチョムさんは、化学物質を含む産業廃棄物が不法に投棄される事例がタイ国内の各地で多発している状況を現場の写真を見せて説明し、今後そうした問題を解決するために、化学物質の管理が徹底的に行われる必要があることを強調した。

タイ政府は、1997年に化学物質の安全 開発に関する国家マスタープランを立て、 2007年には「化学物質管理国家戦略計 画」に変更し、現在は「第4次化学物質管 理国家戦略計画」(2012~21年) によ り、「2021年までに、あらゆるセクターの 参加に基づき、国家開発戦略に則った効果 的な化学物質管理を実施することで、社会 と環境の安全を確保する」ことを目標とし ている。そして、化学物質管理のための戦 略開発に関する国家委員会を設置し、農業 省、自然資源管理省、厚生省、産業省が事 務局を務める組織が構成されている。しか し、素晴らしい理念や計画があるものの、 情報開示などは全く進んでおらず、化学物 質管理に関する十分な法律は整っておら ず、化学物質による健康被害に対応するた めの医学面、行政面での対応など、これか らの課題がまだまだ多くあるとペンチョム さんは指摘した。

参加者からは、タイでこのような包括的な化学物質管理国家戦略計画ができた背景に関する質問があった。ペンチョムさんによれば、化学物質管理に関する条約や国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ(SAICM)など、化学物質を管理しようという国際的な流れと国内的な動きの両方があったためだろうということであった。ただし、国際的な協定や条約の実施メカニズムを完全に網羅できているわけではなく、法の執行には問題が多い。

また、焼却炉から排出されるダイオキシンについて基準が設けられているのかとい





[上] 有害廃棄物の不法投棄と電子廃棄物の不適切な廃棄。 [下] 森林地帯に投棄された産業廃棄物

う質問もあった。タイでは、まだダイオキシンの測定技術が普及しておらず、排出基準はないとの説明があった。

日本には化学物質管理に関する総合的な 戦略はなく、その点については、タイを見 習うべきであるが、ペンチョムさんが指摘 する法規制や規制の実効性において課題が あり、具体的な規制については十分になさ れていない様子がうかがえた。

(文責:田坂興亜)

講演③ インド

ボパール化学工場事故から30年後の真実

水俣病被害者互助会事務局長 谷洋一さん

インド・ボパールで起こった世界最悪の 化学工場事故から30年が経過した。この 間、30回くらいインドを訪問し現地の被 害の調査や被害者との交流を行い、水俣病 の話をしたりインド各地の様々な課題について語り合ったりしてきた。アメリカでの 「加害企業、ユニオン・カーバイド社への 責任追及のためのキャンペーン」活動にも 参加させていただき、ワシントンなどで被 害者たちと国会議員や関係団体への要請活 動にも参加させていただいた。

ボパール化学工場事故とは、1984年12月2日深夜、農薬工場から漏れた猛毒のイソシアン酸メチル(MIC)ガスがボパールの街を襲い、約2500人の生命を奪い、30万人近い人々が被災したものである。40tの MIC 貯蔵タンクに洗浄用の水が大量に混入、猛烈な化学反応が起きて、タンク内の温度が500度以上に上昇、高い圧力によりガスの漏洩が始まり、付近に流れ出ていった。事故を防ぐための安全装置は故

障などでことごとく作動せず、ガスは無防 備な街へと流れ出ていった。

環境汚染も深刻で、事故を起こした工場は当時のまま放置されている。事故の後、地表、住宅、井戸水などが有害な化学物質に汚染されていることが判明している。地下水が汚染されて、その水を利用した母親の子供の健康に影響が及んでいる。事故後、工場周辺でたくさんの障害児が生まれ、30年たっても被害は現在進行形である。ボパール事件の写真・資料館で、被害者の女性に会ったことがある。彼女は見た目にはそれと分からないが、2階に上がる踊り場でハーハーと息を吐いていた。多くの被害者が気管支をやられており、2階に上がることも大変な苦痛なのである。

被害者団体や各地の支援組織が協力して、97年9月サンバブナ*1・トラストボパール民衆診療所が設立され、診療活動、被害者の実態調査などの取り組みが行われている。



谷洋一さん

*1 「サンバブナ」はヒンズー語で 「可能性」の意味

サムバウナ·トラスト·クリニック アジャイ・パステルさん

アメリカの多国籍企業であるユニオン・カーバイド社は、1969年に殺虫剤の生産のためボパールに工場を設立しました。当時、アメリカで殺虫剤が増産されており、生産のための重要な施設がインドに置かれました。1973年にボパールでイソシアン酸メチル(MIC)生産プラントの設立案が承認され、1979年には5000tの能力を持つMIC生産プラントが設立されました。ただ、1984年の化学工場事故以前に

も、従業員の死亡事故が起こっていました。1981年12月25日には従業員の1人が死亡、2人が重傷を負っています。1982年1月9日にはプラントで別の漏洩事故が起こっており、25人の従業員が病院へ搬送されました。1982年の安全監査では、61のハザード(危険要因)が判明しました。そのうち30は重大なハザード、そしてそのうち11は危険なMIC/ホスゲンユニットで確認されました。

そして1984年12月2日夜、0時半頃から 3日の夜にかけて、MICなどの有毒ガス がおよそ40t漏出しました。被害者は女性 や子供を含めた50万人以上にのぼり、事 故後72時間で8000人が亡くなりました。 事故の原因としてはいくつもの事柄が挙げ られます。ユニオン・カーバイド会長が直 接設計していた工場についての設計上の危 険性、危険な立地、ずさんな運用・保守手 順、人員削減、そして重要な安全装置の意 図的な削減です。

健康への影響は大きく、生存者は、事故の当日に死んだほうが苦しまなくて済んだのだ、と確信をもって言います。呼吸器系への影響は、毒ガスを直接吸ったり、触れたりして起こります。ぜんそく、慢性閉塞性肺疾患(COPD)、肺がんなどが、直接ガスが肺に入ることで起こります。その他、眼の疾患、生殖器系の疾病、筋骨格系疾患、遺伝性疾患、免疫学的影響、心理的問題など、患者はやむことのないダメージに悩まされ続けるのです。

事故自体からは30年たっていますが、 死者数は2万5000人で、現在も増え続けています。慢性疾患を患う患者たちは、不適 切な治療に苦しめられています。抜本的な治療方法がないことにより、医者は当面の 対策として痛み止め、抗生剤、ステロイドなどを無差別に処方しています。刺激性の 薬を処方されている人もいます。また、次の世代の健康被害も深刻です。事故により 被害の大きかったコミュニティでは、事故 当時生まれの30歳くらいの世代が長いこと被害に苦しんでいます。そして、事故から30年たった今でも、事故の影響により 結核、癌、腎疾患、肝疾患、慢性肺疾患などの死因で亡くなる人々がいるのです。

他方、化学工場には環境災害の側面もあります。化学工場では有害廃棄物も生まれており、土壌の汚染も進んでいました。事故前の1969年から1977年には、工場の敷地内に21の穴を掘り、廃棄物を投棄していました。また、1977年には、32acの池が干上がりました。1982年になると、水

質と土壌の汚染が始まりました。水に溶けた有害物質が漏出を防ぐためのポリマーを 通過してしまい、汚染が農場へと拡大し、 牛が死んだほか人間にも影響がありました。

1989年の時点で、既にユニオン・カー バイド社は地下水の汚染を知っていまし た。同社の調査報告によると、サンプルし た魚類の致死率が100%でした。しかし、 1996年には同社は地下水の汚染原因であ る有害なヘドロの存在を隠すなどしていま した。1990年から2013年にかけて、国内 外の団体が地下水のサンプリングを行い、 有害化学物質や重金属による汚染を確認し ました。工場から3.5km離れても、また 地下30mの深さでも汚染が確認できまし た。この汚染により地域社会と多くの住民 が被害を受けました。22のコミュニ ティ、5万人の人間がこの地下水を唯一の 飲み水としており、慢性的に汚染された地 下水に曝露していました。その結果、これ らの人々に癌が発生したり、腎臓、肝臓、 脳に汚染が蓄積しています。

こういった汚染は次世代にも影響を及ぼ しました。汚染の後に生まれた世代のうち 何万人という子供たちに先天的欠損症と発 育障害といった影響が現れました。小眼球 症、停留睾丸、尿道上裂、合指症、耳の奇 形、脊柱後弯、口蓋裂、無眼球症、斜視、 前腕奇形、皮膚疾患などがみられます。

さらに、被害者についての社会経済的影響も様々なものがあります。例えば、被害者の記録化の取り組みがないことです。公式情報によると、親を亡くした子供たちののうち約7割はその情報が記録されていません。また、被害者は就労ができず、不十分な教育、低い雇用適性にも悩まされがちです。というのも、健康な人と違い仕事を続けることができず、子供に教育を受けさせることができません。結果として、次世代においても雇用される率が低くなっています。さらに、固定収入の喪失により、飢餓や、300%以上の金利をかけるような悪徳業者に金を借りざるを得なくなるという問題もあります。加えて、被害者は社会的



アジャイ・パステルさん

に追放されるという目にも遭います。これ は、親の健康に対するリスクから、子の世 代になっても続いています。

さて、事故の法的側面はどうなっている のでしょうか。事故が法律上どのように扱 われたかをみてみます。

事故後、アメリカからボパールに2人の 弁護士がやってきました。そして、民法上 の補償を求めて120の訴訟が起こされま す。しかし、アメリカの連邦裁判所という 不便な裁判地であったため、ボパールの 人々を代表して、ボパール政府がアメリカ で補償要求をすることになりました。です が、このような要求はインドの裁判所にす べきという理由で却下されました。そし て、ボパール地方裁判所による一時補償を 経て、最高裁で和解案が出されます。住民 の92%に500ドルの補償金が払われました が、これはほんのわずかな金額です。ボ パール政府は当初3億5千万ドルを要求し ていました。しかし、判決で一度認められ た金額である2億ドルの支払いをユニオ ン・カーバイド社は拒否し、上告。最終的 にインドの最高裁が認めた補償の金額は、 当初の要求の15%にすぎず、しかも保険 会社から支払われました。ボパールの人々 はショックを受けました。

刑事裁判は民事裁判よりひどいものでし た。ユニオン・カーバイド社会長のアン ダーソン氏は拘束されないまま2014年に 死亡しました。ユニオン・カーバイド USA社、ユニオン・カーバイド香港社は 訴追を逃れています。ダウ・ケミカル社は 裁判所からの再三の要請にもかかわらず、 ボパール裁判所に出廷しませんでした。三 社とも、現在も訴追を逃れている状態なの です。そのほか、ユニオン・カーバイド・ インディア社には7500ドルの罰金、ユニ オン・カーバイド社の役員個々に対し、イ ンド裁判所は1500ドルの罰金と懲役2年の 判決を下しました。わずかこれだけにすぎ ないのです。役員は上告していますが、誰 一人として実刑を受けていません。ユニオ ン・カーバイド社は裁判への対応として、

否認、従業員への非難、医療情報の隠蔽、 効果的な治療法の利用妨害、裁判所への出 廷拒否と繰り返しの通告無視、ダウ・ケミ カルとの合併、ユニオン・カーバイド香港 社の登録抹消などを行ってきました。

事故においてインド政府が果たした役割は以下のようなものです。まず、健康と環境への被害を軽視しました。当局が影響を過小評価したのです。また、企業の訴追逃れと幹部の逃亡を手助けしました。ユニオン・カーバイド社はできるだけ少額の補償で済まそうとしましたがインド政府はこれを助けました。さらに、生存者の医療・経済的ケアといった救済と社会復帰の方策を無視しました。進行中の環境汚染も無視しています。事故を起こした工場はそのままで除染されていないので汚染が広がっており、いまだに周辺はそのまま汚染にさらされています。インド政府はボパール化学工場事故から何の教訓も学んでいないのです。

ではアメリカ政府の果たした役割は何でしょうか。ウィキリークスで財務状態を知ることができて分かったのですが、アメリカはボパールの MIC 生産プラントに資金を提供していました。また、ユニオン・カーバイド社会長の逃亡のためにインド政府に圧力をかけ、会長の引き渡しを拒否しました。ダウ・ケミカルはインド政府によるボパール裁判所への出廷要請を無視しており、ダウ・ケミカルはいまだに法廷に現れていません。アメリカは次にどうするか模索している状況です。

ボパール化学工場事故から、我々はいくつかの教訓を得ることができます。国民は工場で貯蔵・生産・排出される化学物質に関して知り、行動する権利を持たねばなりません。また政府が企業から影響を受けるのを防がねばなりません。多国籍企業による犯罪を裁く国際法廷をつくり、多国籍企業は正義に則って裁かれるべきです。そして企業犯罪は懲罰的な法で罰せられなければなりません。そして、予防原則をきちんと実施していくべきであると考えます。

(文責:廣田沙陽子)